

質問と回答（平成29年9月15日時点）

No.	質問箇所	質問事項（必要に応じて質問の趣旨）	回 答
1	募集要項 2頁 3 施設の概要 (8)主な設備	校舎の廊下にある大きなガラリは何ですか。	機械換気の給排気のためのガラリです。 (建築確認図面 AC-3 及び空調設備機能回復工事の図面をご参照ください。)
2	募集要項 2頁 3 施設の概要	校庭の広さはどのくらいですか。	校庭の広さを計測した資料はありませんので、配布図面等によりご確認ください。
3	募集要項 7頁 5 利活用の制約等について (6)投票所の設置について	①選挙の際の施錠管理はどうなりますか。 ②セキュリティを理由に体育館への設置を提案しても良いですか。	①優先交渉権を獲得した後に、施錠管理の方法について相談のうえ決定します。 ②問題ありません。なお、投票所の設置場所により加点または減点するような評価の仕組みは設けていません。
4	募集要項 7頁 5 利活用の制約等について (7)避難場所・避難所について	校庭に構造物を設けたいのですが、「指定緊急避難場所」はどのくらいの広さを確保すれば良いですか。	「指定緊急避難場所」について、何㎡あれば良いといった明確な指標はありません。「指定緊急避難場所」の定義をご確認いただき、安全な避難の妨げとならないようにご検討ください。
5	募集要項 7頁 5 利活用の制約等について (8)敷地内の立木及び記念碑について	車両が通行する幅を確保するため、敷地の植栽部分を変更して良いですか。	優先交渉権を獲得した後に、変更の程度により地元との協議が必要になります。また、植栽移設の費用については事業者負担していただく部分になります。
6	募集要項 7頁 5 利活用の制約等について (10)プールについて	プールを市で解体撤去する場合、整地の仕上げはどのようになる予定ですか。(土かコンクリート舗装か。)	プールを解体撤去した後は、土のまま特に舗装しないことを想定しています。
7	募集要項 7頁 5 利活用の制約等について (10)プールについて	事業を開始した後にプールが不要となった場合は、市で撤去しますか。	プールの活用方法については、計画段階で精査していただく事項となっております。事業を開始された後に、市で撤去することは想定しておりません。

8	募集要項 8頁 6 応募方法 (2)イ. 図面の貸与について	貸与申請書にはプロポーザルが終了するまでに事務局に返却することとありますが、「建物調査報告書(エンジニアリングレポート)」に書き込みをしても良いですか。	配布した冊子に書き込みしても構いません。また、返却時に書き込みを消す必要はありません。
9	募集要項 8頁 6 応募方法 (2)イ. 図面の貸与について	配布された配置図の縮尺は何分の1ですか。 (設計する際に、縮尺の合っている図面がほしい。)	配布した配置図の縮尺はわかりません。設計用として、後日、500分の1の図面のスキャンデータを配布します。